

みんなで支え合う

国民健康保険



国保の届け出は 14日以内に行い ましょう

国保の加入・変更・脱退は14日以内に届け出が必要です。

国保への加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、勤務先の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さらにこの間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。

下表のようなときは、忘れず届け出を行いましょ。

◆届け出・問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書または住基カード・印鑑
	勤務先の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職(勤務先の健康保険の資格を喪失)したことがわかる証明書など・印鑑
	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保の被保険者でなくなる時	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	勤務先の健康保険の被保険者になったとき	勤務先の健康保険の被保険者証・国保の被保険者証・印鑑
	勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

ずまいる パートナー 最終回 大切なのは、「支え合い、 思いやること」

― 充実した人生を送るために ―

男女がともに、協力し支え合える社会を心がけたいと思っても、現実として、男性は働きすぎていて、家庭や地域で活動する時間が確保できない状況にあり、女性には家事・育児・介護の負担が多い傾向にあります。

仕事だけでなく、家庭、地域生活、自己啓発、健康、趣味など、人生において大切なことを、自分の希望するバランスで展開できることをワーク・ライフ・バランスと言います。仕事と家庭が同じくらいの人、仕事よりも地域生活や趣味を大切にすることなど。人によってバランスは様々であり、結婚や出産、退職など、人生の段階において変化もします。人生をより豊かで充実したものとするため、自分の時間をバランスよく振り分け、仕事や家庭、地域などで様々な経験を重ね、それらがお互いに影響し合えるようにしましょ。



― 男女の意識づくり ―

また、地域では、しきたりや慣習による男女の不平等がまだまだ根強く残っています。今までの男性中心の地域づくりから、女性の視点を活かした地域づくりが必要であり、そのためには女性も地域の一員として意見を言い、主体的な立場で参画することが求められています。

町では、出前講座や人権学習会などを通じて、地域や団体へ男女共同参画の学習機会を提供しています。また、「日野町パートナーシップ活動事業補助金」により自主的に活動する団体を支援しています。男女が対等な関係を築くこと。そして、ひとりの人間として、個人の考え方・生き方を尊重することが大切です。お互いに思いやりをもって、協力し支え合い、誰もがイキイキとその個性と能力を十分に発揮できる社会を、みんなで力を合わせて築いていしましょ。

◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当

☎ 6552